

平成 26 年
第 1 回

石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第 1 号

平成 26 年 2 月 17 日（月曜日）

議事日程 第 1 号

2 月 17 日午後 1 時 26 分開議

日程第 1、会議録署名議員の指名

日程第 2、会期決定の件

日程第 3、議案第 1 号乃至第 8 号並びに報告第 1 号

出席議員（12人）

議 長	12 番	内 海 英 德 君
副 議 長	6 番	前 田 清 貴 君
	1 番	千 葉 正 威 君
	2 番	和 田 順 義 君
	3 番	高 田 静 夫 君
	4 番	秋 元 智 憲 君
	5 番	北 野 義 紀 君
	7 番	包 國 嘉 介 君
	8 番	小 林 郁 子 君
	9 番	池 田 隆 一 君
	10 番	佐 藤 禎 洋 君
	11 番	道 見 重 信 君

列席者

管理者 北海道知事 高 橋 はるみ 君

出席説明員

専任副管理者 田 中 実 君
副 管 理 者 貞 村 英 之 君

副 管 理 者	白 井	俊 君
会 計 管 理 者	村 井	悟 君
総 務 部 長	編 田 和	久 君
振 興 部 長	上 田 裕	章 君
参事(総務担当)	金 子 征	史 君
参事(管理担当)	高 橋 克	明 君
参事(企画振興担当)	堂 屋 敷	誠 君
参事(計画担当)	木 原 俊	哉 君
参事(施設担当)	京 谷 滋	俊 君
出 納 室 長	小 野 塚	豊 君

議会事務局職員出席者

事務局長(兼務)	金 子 征 史 君
書 記 (同)	笠 卷 周 一 郎 君
書 記 (同)	楠 美 昌 友 君

1. 管理者あいさつ

○議長(内海英徳君) それでは、開議に先立ちまして、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

管理者高橋はるみ君。

○管理者(高橋はるみ君) 平成26年石狩湾新港管理組合議会第1回定例会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

内海議長を初め、議員の皆様方には、石狩湾新港の発展に日ごろから格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、震災からの復興はもとより、急速に変化する国際社会への対応や経済の再生に向けたさまざまな政策が打ち出され、全国的に景気が緩やかな回復を見せた一年でありました。このような状況の中、本港の中央地区に立地する北海道ガス株式会社の石狩LNG基地において、2基目のLNGタンクの建設や内航輸送も始まるとともに、北海道電力株式会社によるLNG火力発電所の平成31年の運転開始に向けた建設計画も進行しており、北海道のエネルギー供給拠点として本港の重要性がますます高まっていくものと考えております。

平成25年の本港における取扱貨物量の速報値は、前年に比べ、約2割増の473万トンで、外貿コンテナ取扱個数は約1割増の4万4000TEUと、いずれも、昭和57年の第一船入港以来、過去最高を記録したところであります。また、小樽税関支署から公表されました平成25年の本港における輸出入総額についても、前年に比べ、約3割増の1200億円となり、初めて1000億円の大台を超え、過去最高額

を大幅に更新しており、本港は、本道経済を支える日本海側の海上輸送の拠点として着実に発展しているところであります。

本年は、平成6年に国際貿易港として開港してから20年となる記念の年になります。私といたしましては、今後とも、石狩湾新港と新港地域の発展のため、港湾施設の機能強化や利用促進に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございますので、引き続き、議員の皆様方のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

本日の定例会には、平成26年度一般会計予算案などを提出しておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

午後1時25分開会

1. 開 会

○議長（内海英徳君） それでは、ただいまより本日招集されました平成26年第1回定例会を開会いたします。

1. 開 議

午後1時26分開議

○議長（内海英徳君） これより、本日の会議を開きます。

1. 日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（内海英徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第94条の規定により、会議録署名議員には、

北	野	義	紀	君
和	田	順	義	君

の2名を指名いたします。

1. 諸般の報告

○議長（内海英徳君） 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（金子征史君） 管理者から提出のありました議案は、議案第1号乃至第8号並びに報告第1号であります。

このほか、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

○議長（内海英徳君） この際、ご報告をいたします。

平成25年11月15日に議決した議員派遣について、お手元に配付のとおり、派遣議員の変更を、会議規則第96条第1項の規定により、議長において変更いたしました。

以上、ご報告をいたします。

1. 日程第2、会期決定の件

○議長（内海英徳君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日2月17日、1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海英徳君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、1日間と決定いたしました。

1. 日程第3、議案第1号乃至第8号並びに報告第1号

○議長（内海英徳君） 日程第3、議案第1号乃至第8号並びに報告第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者田中実君。

1. 議案第1号乃至第8号並びに報告第1号に関する説明

○専任副管理者（田中実君） ただいま議題となりました平成26年度予算案並びに平成25年度補正予算案及びその他の案件につきましてご説明申し上げます。

平成26年度の当初予算編成に当たりましては、各母体の厳しい財政状況を踏まえ、事業の緊急度や優先度などを十分勘案しながら、限られた財源の中で、より一層、重点的、効率的な予算編成に努めたところでございます。

初めに、議案第1号、平成26年度石狩湾新港管理組合一般会計予算についてでございますが、お手元の議案（その1）の1ページをごらんください。

予算案の総額は、歳入歳出それぞれ22億3832万7000円を計上いたしました。

まず、歳出予算の主なものにつきましてご説明いたします。

予算に関する説明書の7ページをごらんください。

第1款議会費につきましては、議会運営に必要な経費などとして677万3000円を、8ページの第2款総務費は、人件費や事務的経費などの一般管理費やソーラス関連の施設管理費及び監査委員費などとして3億8734万7000円を計上いたしました。

次に、10ページをごらんください。

第3款港湾建設費につきましては、7億675万5000円を計上いたしました。内訳といたしまして、国直轄事業負担金は、3億3000万円で、北防波堤の整備に係る管理者負担金となっております。補助事業費は、3億2800万円で、西地区廃棄物埋立護岸工事や東・花畔埠頭線の改良工事などを実施しようとするものでございます。単独費は、4875万5000円で、港湾計画検討基礎調査費などを計上しております。

次に、11ページをごらんください。

第4款公債費につきましては、起債償還の元利及び利子や一時借入金の利子として11億3695万2000円を計上いたしました。

次に、歳入予算の主なものにつきましてご説明いたします。

3ページにお戻りいただきまして、第1款分担金及び負担金につきましては、母体からの負担金として11億5631万3000円を計上しております。各母体ごとの負担額は、北海道が7億7087万7000円、小樽市と石狩市がそれぞれ1億9271万8000円となっております。

次に、第2款使用料及び手数料につきましては、港湾施設使用料及び港湾隣接地域等占用料として4923万5000円を、4ページの第3款国庫支出金につきましては、補助事業に係る国庫補助金として1億3664万円を計上いたしております。

次に、5ページをごらんください。

第5款繰入金につきましては、港湾整備事業特別会計からの繰入金として4億3206万8000円を、6ページの第8款組合債につきましては、国直轄事業及び補助事業に係る公共事業債として4億6380万円を計上いたしました。

以上、議案第1号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、議案第2号、平成26年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計予算についてでございますが、お手元の議案（その2）の1ページをごらんください。

予算案の総額は、歳入歳出それぞれ14億6563万4000円を計上いたしました。

まず、歳出予算の主なものにつきましてご説明いたします。

予算に関する説明書の6ページをごらんください。

第1款総務費につきましては、人件費や事務的経費などの一般管理費や港湾施設管理運営費などの施設管理費として2億6009万2000円を計上しております。

次に、7ページをごらんください。

第2款の港湾建設費につきましては、西地区工業用地に係る給水施設工事費などとして5310万円を、第3款公債費は、起債償還の元金及び利子として7億1987万4000円を、第4款諸支出金は、一般会計への繰出金として4億3206万8000円を計上しております。

次に、歳入予算の主なものにつきましてご説明いたします。

3ページにお戻りください。

第1款の使用料及び手数料につきましては、荷役機械使用料など港湾施設使用料として3億8968万6000円を、4ページの第2款財産収入につきましては、西地区工業用地の売却に伴う不動産売り払い収入として8億7192万8000円を、第4款諸収入は、西地区工業用地に係る給水施設工事の負担金などとして5002万円を計上しております。

次に、5ページをごらんください。

第5款組合債は、埠頭用地に係る資本費平準化債などとして1億5400万円を計上いたしました。

以上、議案第2号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、平成25年度補正予算につきましては、国直轄事業及び補助事業の確定に伴う減額や、港湾整備事業特別会計への繰出金の減額などを行おうとするものでございます。

それでは、議案第3号、平成25年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の議案（その3）の1ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ1億6549万円を減額し、予算総額を26億3566万3000円にしようとするものでございます。

まず、歳出予算の主なものご説明いたします。

補正予算に関する説明書の5ページをごらんください。

第2款総務費につきましては、給料及び職員手当などの人件費の減によりまして1171万円を減額、第3款港湾建設費につきましては、今年度の国直轄事業費の減及び補助事業の減によりまして9805万円を減額、6ページの第4款公債費につきましては、起債償還利子などの減によりまして344万9000円を減額、第5款諸支出金につきましては、港湾整備事業特別会計への繰出金を5228万1000円減額いたしました。

次に、歳入予算の主なものにつきましてご説明いたします。

3ページにお戻りください、

第1款分担金及び負担金につきましては、歳出予算の減額や前年度繰越金の計上などによりまして1億3730万3000円を減額することとしております。各母体ごとの負担金は、北海道が9153万5000円、小樽市と石狩市がそれぞれ2288万4000円の減額となっております。

第2款使用料及び手数料につきましては、岸壁等使用料の減などによりまして375万7000円を減額、4ページの第3款国庫支出金につきましては、補助事業の減によりまして1377万円を減額いたしました。

第5款繰越金は、平成25年第3回定例会におきまして決算の認定をいただきました平成24年度の歳計剰余金として4904万円を計上いたしました。

第7款組合債は、国直轄事業負担金及び補助事業費の減などによりまして5970万円を減額いたしました。

また、繰越明許費についてであります。議案(その3)の4ページにお戻りいただきまして、港湾建設費のうち補助事業費で1億3000万円を設定しようとするものでございます。

以上、議案第3号についてご説明申し上げました。

続きまして、議案第4号、平成25年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の議案(その4)の1ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ2475万2000円を減額し、予算総額を53億1899万5000円としようとするものでございます。

まず、歳出予算の主なものにつきましてご説明いたします。

補正予算に関する説明書の5ページをごらんください。

第2款港湾建設費につきましては、西地区埋立地の取得費の減によりまして2000万円を減額、第3款公債費は、起債償還利子の減によりまして334万4000円を減額いたしました。

次に、3ページに戻っていただきまして、歳入予算の主なものにつきましてご説明いたします。

第1款使用料及び手数料につきましては、港湾施設使用料の増によりまして2752万9000円を増額いたしました。

次に、4ページの第3款繰入金は、使用料収入等の歳入増及び歳出の減額に伴いまして、一般会計からの繰入金を5228万1000円減額いたしました。

以上、議案第4号につきましてご説明申し上げました。

続きまして、議案第5号、石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例の一部を改正する条例案につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案（その5）をごらんください。

この条例案は、消費税法等の改正に伴い、その使用料を定めようとするものでございます。

続きまして、議案第6号、石狩湾新港管理組合入港料条例の一部を改正する条例案につきましてご説明いたします。

お手元の議案（その6）をごらんください。

この条例案は、消費税法等の改正に伴い、その入港料を定めようとするものであり、あわせて、規定の整備をしようとするものでございます。

続きまして、議案第7号、石狩湾新港管理組合諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案（その7）をごらんください。

この条例案は、諸収入金に係る延滞金の額の計算方法等について所要の改正を行おうとするものであり、あわせて、規定の整備をしようとするものでございます。

続きまして、議案第8号の財産の取得に関する件につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案（その8）をごらんください。

本港西地区の国直轄埋立事業の竣工に伴い、港湾管理者が当該埋立地の譲渡を受けようとするもので、工業用地及び港湾関連用地として31万7001.88平方メートルを8億3100万円で取得しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を得ようとするものでございます。

続きまして、報告第1号の専決処分報告につき承認を求める件につきましてご説明いたします。

お手元の報告をごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を平成25年12月20日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を得ようとするものでございます。

以上、提出いたしました案件につきましてご説明申し上げます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

1. 質疑並びに一般質問

○議長（内海英徳君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次、これを許します。

佐藤禎洋君。

○10番（佐藤禎洋君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

本定例会には、予算案とともに、港湾施設管理条例、入港料条例、さらには、諸収入金の徴収条例の一部を改正する条例案が提出されております。これらの条例は、組合の収入の総体を占める使用料に関するものであり、大変貴重なものであると考えておりますので、全道の港湾の取り扱いや北海道の規定などに準拠し、適切に整備されますことを、まず、管理者に求めておきます。

また、これらの条例を整備したとしましても、船が入ってこない、貨物が入ってこないということでは、使用料収入は上がり、しっかりと港運営ができませんこととなりますので、使用料収入などの確保についてさらなる取り組みに努められますよう求めておきたいと思っております。

そこで、取扱貨物量について、まずはお伺いいたします。

先ごろ、本港の平成25年度の取扱貨物量などについて公表されたところであります。取扱貨物量は472万9811トン、外貿コンテナ取扱個数は4万4260TEUと、いずれも昭和57年に第一船が入港して以来、過去最多を記録したとのこととあります。

まず、この主な要因について伺います。

次に、本道は、全国の国土の約2割に相当する広大な面積を有しておりますが、このため、都市間距離が長く、道内物流が非効率となりやすい状況にあります。本港は、札幌の都市圏に最も近く、陸上輸送の距離を短縮することが可能な恵まれた立地条件にあります。この優位性を十分に生かすことは、さらなる物流効率化につながるものであり、利用される方々の声をしっかりと聞きながら的確に対応していくことが望まれます。

管理組合では、これまでも企業等からさまざまな要望を受けていると承知しておりますが、その内容と課題について伺います。

次に、管理組合では、次期港湾計画の改訂に向け、長期的な視点に立った本港の将来像を描いた将来ビジョンを平成24年12月に策定し、現在、長期構想の策定に向け、検討委員会を開催していると聞いておりますが、どのような意見が出され、今後どのように長期構想を取りまとめていくのか、伺います。

最後になりますが、本港は、貿易額、コンテナ取扱量が道内の重要港湾の中で1位となるなど、近年、著しく増大し、成長しております。北海道経済の将来を考えたときに、石狩湾新港が果たしていくべき役割はますます大きくなるものと考えておりますが、見解をお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。

○議長（内海英徳君） 管理者高橋はるみ君。

○管理者（高橋はるみ君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

石狩湾新港の取扱貨物量とその役割に関し、本港の役割についてであります。本港は、本道経済の中核である道央圏の日本海側に位置し、エネルギー供給や物流拠点として重要な役割を果たしているところであり、また、経済成長が著しい北東アジア各国との取引に優位な位置にありますことから、その活力を取り込むことが期待されているところとあります。さらに、道が策定したバックアップ拠点構想において、石狩湾新港地域は、データセンターの立地やLNG関連施設の建設が進んでおりますことから、複合的な機能を有する日本海側の拠点としても位置づけられており、本港は、このバックアップ機能を発揮するための社会資本として、太平洋側港湾との相互補完体制の構築に資するため、物流拠点としての機能強化が求められているところとあります。

私といたしましては、これらの期待される役割をしっかりと担っていけるよう、港湾機能の充実に向け、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、取扱貨物量増加の主な要因などについては、専任副管理者から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（内海英徳君） 専任副管理者田中実君。

○専任副管理者（田中実君） 石狩湾新港取扱貨物量とその役割に関し、まず、取扱貨物量の主な増加要因についてでございますが、本港における平成25年度の取扱貨物量につきましては、石油類が大きく増加しておりますが、これは、平成24年11月に石狩LNG基地が営業運転を開始したことや、25年11月に石油製品の貯蔵タンクが増設されたことが大きく影響していると考えているところでございます。また、外貿コンテナ貨物量につきましては、石狩湾新港地域内において、食に関連する企業の集積が進んでいることや、家具装備品や木製品を扱う企業の取扱量が増加したことが主な要因であると考えているところでございます。

管理組合といたしましては、引き続き、ポートセールス等を実施するなど、取扱貨物量のさらなる増加に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、企業等からの要望などについてでございますが、本港を利用する企業等からは、入出港船舶の海上交通の安全性の向上や、海上保安機能の拡充、コンテナヤード等の狭隘化の解消、流通機能の向上などが要望されているところであります。これらの要望につきましては、外郭施設の延伸や海上保安官署の設置、外貿コンテナ貨物に対応するためのコンテナヤードの拡充、物流ネットワークの充実などが課題と考えているところでございます。このうち、計画的な取り組みが必要なものにつきましては、現在策定中である長期構想の中で具体的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、長期構想についてでございますが、管理組合では、平成24年12月に策定した将来ビジョンをもとに、20年から30年後における本港の発展方向を示す長期構想を策定するため、学識経験者や港湾関係者などを委員とする石狩湾新港長期構想検討委員会を平成25年3月に設置し、これまで2回の委員会を開催したところであります。

第1回委員会では、国際海上輸送機能の強化や地域的特性を生かした産業の活性化など七つの方向についてご議論をいただき、第2回委員会では、これらを実現するため、国際ユニットロードターミナル機能の強化や物流型食料備蓄拠点形成など七つのプロジェクト案をお示したところでございます。この中で、北海道だけではなく、日本全体を対象に広域的な視点を取り込むこと、札幌へのアクセスの改善を検討すること、食関連をターゲットとして強みを持たせるような戦略を検討すること、内貿ユニットにおける物流の最適化を目指すこと、北米や北極海航路の可能性を探っていくことなどのご意見をいただいたところでございます。

今後は、これらのご意見を踏まえ、各プロジェクトに対する具体的な施策などの検討を進め、年内を目途に長期構想を取りまとめてまいりたいと考えております。

なお、これらの検討結果などを踏まえ、おおむね10年から15年程度の将来を目標年次とする港湾計画の改訂もあわせて行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内海英徳君） 佐藤禎洋君。

○10番（佐藤禎洋君） 1点だけ指摘をさせていただきます。

ただいま、管理者のほうからは、当石狩湾新港につきましては、経済成長が著しい北東アジア各国との取引に優位な位置にあるという答弁をいただきました。当然、北海道の位置する特性ということでもあります。さらには、検討委員会などにおいては、北米や北極海航路の可能性を探っていくというような課題も出されているところでもあります。

次期構想、計画につきましては、当然、その具体的な実施計画をどうしていくのかというところが大きな課題となっておりますけれども、その中で、管理組合としては、引き続きポートセールスを強化していくということも当然必要なのだろうと思います。管理組合だけでは十分でない部分については、ただいま当議会においては海外調査が凍結されているというような状況であります。ともに管理者と議会が、ポートセールスを交えて、北極海航路など、また海外との取引を考える上では、その調査も国内にとどまることを解除しながら、次期計画の実現性に向けて、ぜひ、ともに歩んでいかなければいけない、そういうことを指摘させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（内海英徳君） 以上で、佐藤禎洋君の質問は終了いたしました。

北野義紀君。

○5番（北野義紀君） 日本共産党を代表して質問します。

直轄事業北防波堤延伸事業に関連してです。

平成25年度の直轄事業負担金にかかわって、予算と配分額の乖離について尋ねます。

平成25年度の北防波堤に係る直轄事業負担金の当初予算は1億3500万円で議決されましたが、その後の配分額は1245万円と、予算に比べ9割以上も削減されてしまいました。その後、配分額の変更が示され、3000万円が追加されました。その後、今回の定例会まで、配分額の追加については、私の問い合わせに対して動きはないとの返事でした。

ところが、今回、6675万円が追加配分になるとのことで、合わせて1億920万円で、当初予算比80%になるとの説明です。平成24年度の予算と配分額の乖離のこともあり、平成25年度の北防波堤延伸の配分額の追加はないかと、昨年2定以降、再三、問い合わせ、また、11月の3定に向けての質問準備過程での問い合わせに対しても、動きはない、今年度はこれ以上の配分は見込めないのではないか等の説明でした。

ところが、実際には、昨年10月2日、配分額の補正についての照会が開発局から来ていたではありませんか。さらに、12月に入ってから、管理組合の問い合わせに、開発局は北防波堤関連で事業費で5億円見込んでいるとの回答がなされていたとのことです。

伺いたいのは、こういう事実があったにもかかわらず、どうして私の問い合わせに事実に基づいて誠実に報告されなかったのでしょうか、管理者の説明を求めるものです。

平成25年度の予算であっても、配分額の補正された6675万円の事業は、実際には新年度にずれ込むこととなります。これを含めて、平成25年度の配分額1億920万円のうち、新年度にずれ込む予算の金額とその割合についてお答えください。

次に、平成26年度予算の直轄事業北防波堤関連事業に関してです。

昨年の2定で、平成25年度の予算額と配分額の大きな開きについて指摘したとき、管理者は、当初

予算編成時に国から個別の事業費や追加補正の見通しについて何も示されなかったことから、その時点で最も合理的な見込み可能な予算額である予算要求額をもとに計上したところであり、管理組合の予算編成といたしましては適切なものであったとの答弁でした。

平成26年度予算の直轄事業の北防波堤関連事業の負担金 3 億3000万円の予算計上も、今、引用した昨年の第2回定例会の答弁と同じような条件であったのかどうか、まず、説明してください。

そうだとすれば、会計年度の独立の原則からいって、配分額の半分以上が翌年度の事業となることが連続して続くことが正常な予算計上と言えるのかの疑問が生じます。説明を求めるものです。

平成26年度の直轄事業の北防波堤延伸事業費が22億円、管理者負担金 3 億3000万円計上されていますが、まず、この事業の詳細を、工法も含めて説明してください。

次に、引き波によるマウンド、ケーソンなどの損傷の心配はないかについて伺います。

本港では、2000年、平成12年12月に、北防波堤で、冬季波浪により消波ブロックが沈下するとともに、胸壁が滑落する被害をこうむっています。また、西防波堤では、先端部のケーソン及び消波ブロックが沈下するという被災を受けました。さらに、翌年2001年、平成13年には、東防砂堤でケーソンと消波ブロックが沈下する被害を受け、北防波堤と東防砂堤は災害復旧事業で2億3900万円で修復しています。

この教訓から、北防波堤延伸工事においては、石狩湾新港港湾構造物技術検討委員会が設置され、ここで工法の見直しが行われ、既存の北防波堤工事とは異なる工法で建設することが決められました。先ほど延伸事業の詳細について尋ねましたが、平成20年度の構造物技術検討委員会では、冬季の波浪や爆弾低気圧、台風などに耐え得るどのような工法を用いることになったのか、詳しい説明を求めるものです。

次に、平成26年度の北防波堤延伸事業は、当然、構造物技術検討委員会の結論に基づき、改善された工法で行うことになるかと理解していました。しかし、今回の質問準備過程で、突然、そうではなく、北海道開発局が国土交通省港湾局監修の平成19年7月発行の港湾の施設の技術上の基準・同解説に基づいた工法で行うことになったとの説明を受けました。どういう理由で、基準・同解説書を前提に、平成20年度の構造物技術検討委員会の結論とは違う工法になったのか、詳しい説明を求めるものです。

次に、静穏度に関して尋ねます。

北防波堤延伸事業は、マイナス14メートルバースの静穏度を保つためとの理由で工事が進められています。本議会は、この1月27日から29日にかけて国内港湾事情調査を行い、大分港、博多港、那覇港を調査してまいりました。その際、那覇港公共国際コンテナターミナルの9番バース、10番バースの現場を見ることができました。参加された皆さんもごらんになったことと存じますが、外洋から港内の静穏度を保つ外防波堤、那覇港では新港第一防波堤と呼んでいますが、この防波堤から公共国際コンテナターミナルのバースまで1125メートルも離れていることもあり、このバースにうねりが押し寄せていました。私は、このバースの静穏度は保たれているのだろうかという疑問を持ちました。

那覇港を初め、全国の主要な港湾での静穏度はどうなっているか、それぞれ説明してください。

また、静穏度が保たれていないバースがあった場合、それぞれどういう対策をとっているかも説明

してください。

次に、北電の火力発電所建設用地に関して伺います。

昨年の第3回定例会で質問した北電の火力発電所関連用地の中央地区と西地区の単価の違いについて、再度、伺います。

中央地区の臨海部土地造成事業の売却価格は1平方メートル当たり約4万6680円、未売却期間の利息分10億6000万円を除いても、1平方メートル当たり約3万5240円、西地区のしゅんせつ土砂処分場として国が造成した土地の購入単価は1平方メートル当たり約2752円、今定例会に提案されている売却予定額は1平方メートル当たり約3000円です。中央地区は事業に要した総経費をもって算定するので簿価で売却する、西地区は国有財産評価基準により不動産鑑定評価額をもとに算定する、この違いだと説明されました。

しかし、両地区とも、埋め立ての工法はポンプ船によりしゅんせつされた土砂を埋立地へ投入し、ブルドーザーなどで敷きならしをするとのことで、工法は全く同じとのことです。中央地区の利息分を除いたとしても桁違いの単価に変わりはないとのことですが、同じ埋め立て工事で、工法も同じなのに、臨海部土地造成事業として起債事業で工事を行えば、なぜこんなにも高い単価となるのかという疑問です。臨海部土地造成事業の総経費が不当に高く見積もられている可能性があるのではないかの疑問が生まれます。

また、両地区の価格の基礎となる計算方式をそれぞれお示してください。

次に、議案第1号、平成26年度一般会計予算に関し、港湾計画改訂について伺います。

単独事業の中に、港湾計画改訂検討基礎調査4285万5000円が計上されているとのことです。まず、この予算の詳しい内訳を説明してください。

2012年の第2回定例会で、管理者は、今回の港湾計画改訂について、東アジア地域の経済成長をどのように取り込むか、また、東日本大震災の教訓を踏まえた災害に強い物流ネットワークの構築を図ることを検討していく必要があると述べています。

そこで、伺いますが、これら二つの基本的目的が今回の港湾計画改訂でどのように検討され、具体化されようとしているのか、説明を求めるものです。

昨年の第1回定例会で、港湾計画の取扱貨物量の推計の手法について伺いました。そのときの答弁では、品目ごとに社会経済指標やそれまでの貨物量の実績、立地企業ヒアリングの結果などから貨物量の推計を行ったとのことでした。また、貨物量の推計は、道内総生産額、工業出荷額も参考にし、港湾法並びに港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める国土交通省令において、取扱貨物量などは自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件を考慮する等の説明がありました。本行われる港湾計画の改訂に際して、これらを勘案し、貨物量については適切に推計していきたいとの考えが表明されていました。

伺いますが、前回の答弁にある貨物量の推計について、その後、どのように作業が進められているか、基準値のとり方や道内総生産額、工業出荷額などにも触れて答弁を求めるものであります。

平成9年以降、減少傾向にあった道内の工業出荷額が増加傾向になったとの説明、また、平成25年の本港の取扱貨物量の実績が過去最高になったことも推計の数値に入れていると思いますが、わかっ

ている範囲で報告を求めるものです。

昨年の第1回定例会で、静穏度の基礎資料である海象計の故障に伴う2年5カ月間のブランクのためのデータがないのに、どうやって静穏度を算定するのか、科学性に欠ける態度を改めるべきだとの指摘にも耳をかさず、留萌沖の波の高さを算定するとか、天気図などのデータを使用して風向きあるいは風速を算定し、それにより発生する波の高さを算定し、これをもとに本港の静穏度を算定するとのことでした。

伺いますが、本港の沖合に設置されている海象計で波向き、波の高さを測定していますか、港湾関係者の話では、本港と留萌沖の波の高さが違うとの証言です。まして波向きとなれば、どうやって留萌沖のデータを活用するのか、疑問です。この二つの疑問について、納得のいく説明を求めるものです。

最後に、風力発電について伺います。

昨年の第2回定例会で、管理者は、風力発電事業者の公募の時期について、港湾計画の一部変更と同時期に風力発電の導入に係る検討協議会を立ち上げ、事業予定者を選定するための公募要件と審査基準を策定することとしている、これらの策定には相応の時間を要するものと考えていると述べ、また、公募の時期については、港湾計画の一部変更のおおむね6カ月後を見込んでいると答弁しています。

そこで、伺いますが、港湾計画の一部変更と同時期に立ち上げるとしていた風力発電の導入に係る検討協議会は、いつ立ち上げ、そのメンバーは誰々か、また、この協議会で検討する項目とその根拠について説明を求めるものです。

洋上風力発電事業者の公募は、港湾計画の一部変更のおおむね6カ月後と説明していましたが、公募はこの6月ころと理解されますが、現時点で洋上風力に名乗りを上げている事業者は誰々か、報告してください。

また、公募に関する準備状況についても説明してください。

再質問を留保して、終わります。

○議長（内海英徳君） 専任副管理者田中実君。

○専任副管理者（田中実君） 北野議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、直轄事業北防波堤延伸事業に関し、配分額の変更についてでございますが、国直轄事業の補正に関しましては、昨年10月の時点では、小樽開発建設部から実施可能額の照会があったものの、補正額について具体的な話があったわけではなく、12月末に初めて大まかな補正の見込み額に関する情報の提供があったところであります。結果といたしましては、去る2月6日に国の補正予算が成立し、今回提案いたしました事業費4億4500万円の追加配分があったところでございます。

次に、配分額のうち、新年度の実施額等についてでございますが、平成25年度の北防波堤延伸事業のうち、このたびの国の補正予算に係る事業費4億4500万円につきましては、国において、3月上旬に工事を発注し、実際の施工は26年度になる予定と聞いております。国直轄事業負担金で見ますと、25年度の予算額1億920万円のうち約61%の6675万円が26年度の実施分となります。

次に、平成26年度の予算計上についてでございますが、計上額につきましては、現時点で国から個

別の事業費が示されていないことから、25年度と同様に、要求額をもとに計上しているところがございます。

次に、予算計上の考え方についてでございますが、このたびの国直轄事業に係る補正予算につきましては、好循環実現のための経済対策の一つとして、防災・安全対策の加速を図るために措置され、また、国の平成26年度予算については、25年度補正予算と一体となって機動的な財政運営を実現し、経済の成長力の底上げを図るためのものと承知しております。

補正予算につきましては、その時々々の社会経済情勢の変化や財政状況などを踏まえ、編成されるものと考えておりますが、管理組合といたしましては、その補正予算に基づき、所要の予算計上を行っているところでございます。

次に、北防波堤の工事内容についてでございますが、基礎工といたしましては、くい上に良質な砂を地盤の中に浸透させながら強制的に圧入することで地盤支持力を増加させるサンドコンパクションパイル工法により、延長約100メートル、幅約34メートル、深さ9メートルから15メートルの地盤改良を実施し、また、本体工といたしましては、ケーソンを船上で製作できる作業船であるフローティングドックを使用して、長さ25メートル、幅16.7メートル、高さ18.5メートルのケーソンを4函製作することとしております。

次に、工法についてでございますが、学識経験者や北海道開発局などの関係機関で構成された平成20年度の石狩湾新港港湾構造物技術検討委員会においては、経済性及び現場条件等を総合的に判断して、防波堤の構造形式について検討されたところでございます。防波堤の構造は、サンドコンパクションパイル工法による地盤改良を行い、捨て石による基礎マウンドを設置し、ケーソンを据えつけるケーソン式混成堤となっております。

なお、消波ブロックによる被覆のない構造としており、波力が大きくなるため、ケーソンを大きくし、重量をふやすことで波力に耐えられるものとしたところでございます。また、洗掘防止対策につきましては、過去の被災実績等を踏まえ、先端部の局所的な洗掘を防止するため、一般部より施工範囲を広げる対策を講じることとしたところでございます。

次に、構造形式についてでございますが、平成20年度に開催された石狩湾新港港湾構造物技術検討委員会におきましては、国土交通省が定める港湾の施設の技術上の基準・同解説書に基づき、北防波堤延伸部の構造検討が行われたところでございます。平成26年度の北防波堤延伸事業の実施に当たっては、国において、東日本大震災を踏まえ、コストの縮減を目的に検討が行われ、その結果、ケーソン内に投入する中詰め材を砂の約1.3倍の重さのある製鋼スラグに変更することで、ケーソンの幅を22.3メートルから16.7メートルに小さくしたものであります。

次に、他港における静穏度についてでございますが、大分港、博多港、那覇港など全国の10港について聞き取りを行ったところでございますが、その結果、大分港、博多港からは、政令で定める港湾の施設の技術上の基準に適合する静穏度が確保されているとの回答がありました。また、その他の港湾の静穏度につきましては、確認できませんでしたが、政令に規定されている静穏度を満たすよう、各港湾管理者において対応されているものと考えております。

次に、発電所建設用地に関し、まず、中央地区と西地区の単価についてでございますが、西地区の

国による売却価格につきましては、事業に要した経費にかかわらず、国有財産評価基準に基づき、不動産鑑定評価額をもとに算定される、いわゆる時価方式であることに対し、中央地区の分譲価格については、埋立事業に要した総経費をもって算出した簿価方式であります。中央地区の総経費につきましては、各年度の工事費などの生産額と売却などによる収入を積み上げて計算しており、適正に算定しているものと考えております。

次に、価格の計算についてでございますが、価格の算定に当たっては、中央地区につきましては、平成8年から17年まで施工した埋土工や護岸工などの工事費や事務費、8年から25年までの利息などの費用を算出し、これらから一部を売却した収入や貸し付けによる収入を差し引いた額を価格としております。一方、西地区につきましては、不動産鑑定士2者による評価額の平均を算出し、国直轄事業の管理者負担割合を差し引いた額を価格としているところでございます。

次に、議案第1号、平成26年度一般会計予算に関し、まず、港湾計画検討基礎調査費についてでございますが、港湾計画の方針や港湾の能力となる施設規模や配置などの検討、港湾及び周辺地域への環境影響予測や評価などの検討を行う経費として3850万円、また、地方港湾審議会開催などに要する費用として435万5000円を計上いたしております。

次に、港湾計画の改訂についてでございますが、現在、港湾計画の改訂に向け、おおむね20年後から30年後の本港の目指すべき姿について、学識経験者などから成る石狩湾新港長期構想検討委員会を設置し、検討を進めているところでございます。この委員会では、対岸の東アジアの経済成長の活力を取り込むため、国外との海上輸送ネットワークの充実を図ることを目的とした外貿コンテナ対応施設などの拡充、また、災害に強い物流ネットワークの構築に向けた港湾施設の整備や防災緑地の配置、緊急物資輸送経路の確保のほか、エネルギーの備蓄・供給体制の強化などについて検討を進めているところであります。

管理組合といたしましては、これらの検討結果を踏まえ、おおむね10年から15年程度の将来を目標年次とする港湾計画の改訂を行ってまいりたいと考えております。

次に、港湾計画改訂に伴う取扱貨物量についてでございますが、北海道の道内生産額、工業出荷額は、平成23年度以降、ともに対前年度比1%程度の増加となっておりますが、本港の取扱貨物量は対前年比10%程度の増加となっており、これらの北海道の経済指標だけでは将来の取扱貨物量の推計が困難であると考えているところでございます。このことから、港湾計画改訂における取扱貨物量は、本港の近年の増加傾向を解析するとともに、品目ごとの特性を見きわめ、これまでの実績や企業ヒアリングの結果、社会的な要請などを踏まえ、検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、留萌の観測データについてでございますが、仮に留萌沖の観測データを石狩湾新港沖の波浪データとして活用する場合は、本港沖と留萌沖で観測した同時期のデータを比較検証することで波の向きや高さなどの相関関係を求め、本港沖での欠測期間の波浪データを算出することになります。いずれにいたしましても、本港の現況が的確に再現できる手法を慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、風力発電に関し、まず、風力発電の導入に係る検討協議会についてでございますが、立ち上げの時期につきましては、昨年の第2回定例会の時点では、再生可能エネルギーを利活用する区域を

設定するための港湾計画の一部変更を行う時期を見込んでおりましたが、その後、国土交通省におきまして、洋上風力発電の設置許可手続を港湾管理者が円滑に進めるための技術ガイドラインを新たに取りまとめることになったことから、今後示される予定のガイドラインの内容を踏まえ、改めて検討していきたいと考えているところであります。

協議会のメンバーにつきましては、地元自治体として北海道、小樽市、石狩市、関係機関として国土交通省、環境省、海上保安庁、石狩湾漁業協同組合などのほか、風力発電に精通した学識経験者などを予定いたしております。

また、風力発電は考慮すべき事項が広範囲にわたることから、関係機関や有識者などの意見をいただくため、協議会を設置し、風力発電事業者の公募要件や選定に係る審査基準などを検討項目として考えております。

最後に、事業者などについてでございますが、事業者につきましては、公募前の時点では、株式会社グリーンパワーインベストメントが港湾区域内において洋上風力発電を計画しており、環境影響評価手続中と承知いたしております。また、公募要件につきましては、先ほども申しあげました今後立ち上げる協議会の意見をいただきながら策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内海英徳君） 北野義紀君。

○5番（北野義紀君） 再質問いたします。

北防波堤延伸事業に関連してですが、昨年10月の小樽開発建設部から管理組合への照会とか、12月の管理組合の問い合わせに開発局は5億円を見込んでいたとの事実は、議員に報告する必要はないのだと言わんばかりの答弁でした。管理者はこういう対応を今後も続けるつもりなのか、見解をお聞かせください。

直轄事業の予算と配分額の乖離にかかわってです。

平成25年度の事業費7億2800万円のうち、補正額4億4500万円の工事の施工は新年度になるとの答弁で、経済の成長力の底上げを図るものだから、いいではないかとの答弁でした。しかし、私が指摘したのは、会計年度独立の原則に照らして、予算の半分以上が翌年度へずれ込むことが複数年度にわたって続くことが適正なのかという質問です。先ほどの答弁では質問に答えていません。再度、お答えください。

次は、北防波堤延伸事業の工法についてです。

平成20年度の構造物技術検討委員会の結論ではなく、国土交通省監修の基準・解説をもとに、どのような理由でケーソンの構造を変えたのか、説明を求めるものです。

また、本来であれば、構造物検討委員会を再度設置し、検討すべき性質の問題ではなかったのだろうかと思われませんが、説明を求めるものです。

また、ケーソンを大きくし、重量をふやすことで波力に耐えられるとの説明でもありました。しかし、平成21年2定の質問準備過程で、今後はケーソンを大きくするとの説明に対し、私から、既存のケーソンでも中身を重くすればいいのではないかと提案、指摘に、問題はマウンドの強化であって、ケーソンを重くしてもマウンドが壊れれば元も子もないということで、私の指摘はその場で一蹴さ

れ、ケーソンの大型化を正当化していたではありませんか。

それなのに、なぜ、今回、大型化で重量を重くするとの構造物技術検討委員会の結論ではなく、既存のケーソンの中身を製鋼スラグにして重量を重くすることに変更したのか、説明を求めるものです。

次に、静穏度についてですが、主要10港のうち、大分港、博多港2港では静穏度が確保されているとのことですが、その他の8港では確認できなかったが、それぞれ各港湾管理者が静穏度を満たすよう対応されているものと考えれば意味深長な答弁で、詳しい内容については言明を避けています。

しかし、新潟港ではどうでしょうか。新潟港西港内の静穏度が確保されることによって佐渡航路フェリー、ジェットフォイルの欠航便が減少すると、静穏度確保の対策がうたわれています。また、北九州のひびきコンテナターミナルでは、防波堤西の整備により静穏度が確保され、船舶の安全航行の確保とともに、コンテナ船などの大型船舶と漁船等の小型船舶のふくそうを回避させることで、海難事故の発生を防ぎ、安全性の向上が図られるとされています。さらに、境港では、昭和南地区で、波高が低いにもかかわらず船舶の動揺等の荷役障害が出るようになり、その原因は、調査の結果、長周期波とわかり、この進入を防ぐには防波堤の延伸が有効であるとなっています。

これらの例に見られるように、他港では、静穏度確保によって実際に被害が出ていることの解消が明確にうたわれての静穏度対策です。本港のように、マイナス14メートルバースの荷役作業に何の支障もないのに、133億円の税金を投入しての静穏度対策などではありません。しかも、境港港では、安全確保については、費用対効果等も踏まえつつ、必要な対策を講じていく必要があると、静穏度対策には財源のことも慎重に検討するとしています。この点などは、我が党が前から指摘していることと基本的には同じであります。説明してください。

次に、北電火力発電所用地の価格に関してです。

お答えがありました。基本的には、前回の答弁の繰り返しで、納得いきません。

中央地区の臨海部土地造成事業の売却価格と西地区の国による売却額に、金利負担を除いても10倍以上の開きがあることへの疑問は、氷解いたしません。今後、本質問で指摘した計算方式も含めて、納得のいく説明ができるように要望しておきます。

ただ、西地区の国による売却価格は、事業に要した経費にかかわらず、国有財産評価基準に基づき、不動産鑑定評価額に基づいて算定される、いわゆる時価方式とのことに関してですが、同じ国有地でも、もともと陸であった土地と、ごく最近、埋め立てた土地を同じ方式で評価し、しゅんせつ費用は不動産鑑定評価額に含まれないやり方では納得いきません。

埋め立てに関するこれらの疑問をどう理解させるか、管理者の見解を伺うものです。

最後に、風力発電に関してですが、答弁をいただきましたが、国が今検討している新たな技術ガイドラインの内容がわからなければ公募できないということにはならないのではないのでしょうか。それは、港湾区域における洋上風力発電の環境影響評価や実施計画は公募した事業者が作成するものです。事業者が策定する前提は、国が今まさに検討している新たな技術ガイドラインを踏まえたものにならざるを得ません。事業者が管理組合に実施計画を提出するときには、管理者として、当然、新たな技術ガイドラインの内容を入手し、検討できる条件が整っているはずですよ。お答えください。

技術ガイドラインが明らかにならなくても、公募に関する準備を進めることができるのではないかと思います。公募をおくらせていたとしても何々を準備するかぐらいは答えられるはずで。答弁願います。

○議長（内海英徳君） 専任副管理者田中実君。

○専任副管理者（田中実君） 北野議員の再質問にお答えいたします。

初めに、直轄事業北防波堤延伸事業に関し、まず、補正予算の議会への報告についてでございますが、管理組合は、これまで本港の運営に関する事項などを議員協議会などにおいて報告してきておりますが、昨年10月の時点では、このたびの補正予算について、具体的な額が見込める状況になかったことから、これまでの事例を踏まえ、議会報告ができる段階にはないと判断したところであります。その後、12月末の時点で見込み額に関する情報の提供があったことから、管理組合の補正予算額として本年1月に各議員に説明を行ったところでございます。

今後とも、議会への報告につきましては、その重要性や必要性などを十分勘案いたしまして適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、予算の計上についてでございますが、会計年度独立の原則につきましては、財政法や地方自治法で定められておりますが、繰り越しや債務負担行為などの制度につきましても認められているところでございます。このたびの北防波堤延伸事業に係る補正予算につきましては、国において、昨年と同様、繰り越しの手続がとられるものと承知しており、会計上、適切なものであると考えております。

次に、ケーソンの構造についてでございますが、構造形式などにつきましては、平成20年度に開催された石狩湾新港湾構造物技術検討委員会において、国土交通省が定める港湾の施設の技術上の基準・同解説に基づき、経済性及び現場条件等を総合的に判断して防波堤の構造について検討されたところであります。その後、国において、東日本大震災の復旧・復興事業に対応するため、検討委員会での結果をもとに、コスト削減の検討が行われたものでございます。

次に、委員会の再設置についてでございますが、今回の検討においては、検討委員会において検討された消波ブロックによる被覆のないケーソン混成堤の構造形式や地盤改良工法を踏まえ、コスト削減を目的に行ったものであります。その結果、構造形式などに変更がないことから、検討委員会の再設置を行わず、当時の検討委員会の委員長などへ内容変更について報告を行ったところでございます。

次に、ケーソンの大きさなどについてでございますが、平成20年度の検討委員会においては、ケーソン内に投入する中詰め材について、現地で発生する海砂を有効活用する観点から構造の検討が行われ、広く採用されているケーソンを大きくすることで波力などに耐えられるものとし、あわせて、地盤の支持力の安定を図ることとしたところでございます。

防波堤の構造に関する説明については、当時、議員にご説明した詳しい内容は残されておませんが、一般論として、ケーソンを大きくしないで重量を重くした場合は、基礎マウンドに伝わる力も増加することから、滑り破壊や沈下などが発生するおそれもあることをご説明したものと考えられるところでございます。

今回の検討につきましては、先ほど申し上げましたように、東日本大震災の復旧・復興事業に対応するため、コストの削減を目的として検討が行われ、中詰め材について砂の1.3倍の重さである製鋼ス

ラグを使用することが可能な状況となったことから、中詰め材を重くすることで必要な波力に耐えられる構造としたものであり、その結果、ケーソンが小さくなり、滑り破壊や沈下に対応する対策工を講じてコスト縮減が図られることとなったところであります。

次に、静穏度対策に関し、北防波堤の延伸工事についてでございますが、防波堤は、港内の船舶の航行や停泊、荷役作業の安全性を確保する上で大変重要な施設であり、着実な整備が必要と考えておりますことから、管理組合といたしましては、事業主体である北海道開発局にさらなるコスト縮減を要請するとともに、母体の財政状況を踏まえながら、関係機関と十分協議し、今後とも効果的、効率的な事業の執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、発電所建設用地に関し、まず、中央地区と西地区の単価の違いについてでございますが、中央地区につきましては、管理組合が分譲を目的に港湾計画で定めた土地利用計画に基づき、起債により事業資金を調達し、臨海部に土地を造成した事業でございます。起債事業であることから、それに要した経費は土地を売却することにより回収を図ることとなるので、分譲価格については、各年度の工事費などの精算額と売却などによる収入を積み上げ計算した総経費をもって算出しております。

一方、西地区につきましては、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律に基づき施行された国の直轄工事により、中央水路地区の航路、泊地及び東地区の泊地から発生したしゅんせつ土砂処分のため、埋め立てにより生じた土地であり、事業に要した経費にかかわらず、国有財産評価基準に基づき、不動産鑑定評価額をもとに価格を算定していることから、両地区の単価には差が生じるところでございます。

次に、西地区の国の売却額についてでございますが、国有財産の評価方法につきましては、財務省が定める国有財産評価基準によることされており、財政法等の趣旨を踏まえ、その適正な対価となる評定価格を求めることが基本とされております。国有地の売却に当たっては、この国有財産評価基準に基づき、もともとの陸地や埋め立てた土地にかかわらず、不動産鑑定による評価によって売却価格を算定することとなっており、西地区の埋立地の売却価格については、このような手続を経て適正に算定されたものと考えております。

次に、風力発電に関し、まず、公募についてでございますが、風力発生を導入に係る手続の進め方につきましては、港湾管理者が風力発電の導入に係る協議会から意見をいただき、公募要件を策定し、公募を行い、事業予定者は、その公募要件の各項目に対し、提案を行うこととしております。

現在、国において取りまとめ中のガイドラインにおいては、構造の安定性や航行船舶の安全性等の項目について検討されていると承知いたしております。これらの項目につきましては、公募要件の中で重要な項目であり、ガイドラインが示される前の段階で公募要件を定めた場合、手戻りが生じることが懸念されますことから、ガイドラインの内容を踏まえ、協議会の立ち上げを改めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、公募の準備についてでございますが、今後、協議会を立ち上げた際、速やかに検討が進むよう、周辺地域における事業活動への影響に係る対応策を示す提案や、風力発電施設の設置及び運営を通じ、地域経済の活性化に寄与するための対応策を示す提案など、公募する際、事業者提案を求める項目の案などについて、現在、策定作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（内海英徳君） 北野義紀君。

○5番（北野義紀君） 二つの点で、再々質問いたします。

一つは、平成25年度の北防波堤延伸事業についてです。

答弁を伺いましたけれども、驚いたことに、私が債務負担行為や繰り越しが認められていることを知らないかのような答弁で、これは甚だ失礼な話ではないかというふうに思うのです。

会計年度の独立の原則に照らして、法で債務負担行為や繰り越しが認められていても、しかし、複数年にわたってご承知の経過で予算の半分以上の事業が翌年度に繰り越されることが異常ではないかと指摘しているわけです。この点についてのかみ合った答弁を伺います。

次に、北防波堤延伸事業で、新年度から新たに始まるケーソン製作に関してのコスト縮減についてです。

答弁を聞いた限りでは、今回の工法で果たしてコスト削減になるのかの疑問が新たに生まれます。ケーソン内に投入する中詰め材が、現地で発生する無料の海の砂の有効活用ではなくて、比重が重い製鋼スラグとなれば、室蘭から運賃をかけて、あるいは、購入する費用も負担して本港へ運んでくることになるわけです。果たしてこれがコスト削減になるのかの疑問です。

改めて、コスト縮減となる根拠をわかりやすく説明してください。

○議長（内海英徳君） 専任副管理者田中実君。

○専任副管理者（田中実君） 北野議員の再々質問にお答えいたします。

直轄事業北防波堤延伸事業に関し、まず、補正予算の繰り越しについてでございますが、国の補正予算の編成に当たっては、予算の効率的かつ効果的な執行の観点から、予算の規模や執行の仕方について、国において議論され、決定されるものと考えております。このたびの補正予算につきましては、社会経済情勢や財政状況などを総合的に勘案した上で、経済の成長力の底上げを図るため、機動的な財政運営を行い、編成されたものと考えております。

北防波堤延伸事業につきましては、平成24年度及び25年度の2カ年連続で補正予算が計上され、繰り越すこととなりますが、国において予算の規模や執行の仕方が決定されたものであり、管理組合といたしましては、予算の効率的かつ効果的な執行という観点から適切なものと考えているところでございます。

最後に、ケーソンのコスト縮減についてでございますが、ケーソン1函当たりのコストを比較いたしますと、中詰め材に海砂を使用した場合では、海砂のケーソンへの投入費等で約3000万円、ケーソン本体及び捨て石マウンド等で約6億3000万円、合計6億6000万円となります。一方、中詰め材に製鋼スラグを使用した場合では、製鋼スラグの購入及び運搬費及びケーソンへの投入費等で4000万円、ケーソン本体及び捨て石マウンド等で5億7000万円、合計6億1000万円となります。中詰め材では約1000万円のコスト増、ケーソン本体及び捨て石マウンド等で約6000万円のコスト減となり、トータルでは1ケーソン当たり約5000万円のコスト縮減になると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内海英徳君） 以上で、通告のあった質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問を終結いたします。

1. 討 論

○議長（内海英徳君） これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

北野義紀君。

○5番（北野義紀君） 日本共産党を代表して、議案第1号乃至第6号に反対の討論を行います。

まず、北防波堤延伸事業のケーソンのコスト縮減に関してであります。

このコスト縮減については、今、再答弁をいただきました。答弁のとおりであるならば、なぜ、平成21年2定の質問の準備過程で、20年度の技術検討委員会の結論、今後はケーソンを大きくするとの説明のとき、マウンドも大きくし、強化することを説明せずに、ケーソンさえ大きくすれば被災を防げるとしか説明しなかったのか。私は、そのとき、ケーソンの中身を重くすればと提案しても、一顧だにしなかったではありませんか。

国土交通省監修の技術上の基準・解説に基づくならば、ケーソンを重くすればマウンドも強化しなければならないとなっているのに、私の提案を無視したことには今の答弁では全然触れず、頬かむりしての今回の工法の変更です。フェアなやり方ではないということを指摘しておきます。

私は、これまで、さまざまな角度から、静穏度の問題については、今やる必要はない、母体財政が好転してから検討すべきではないかとか、目視でマイナス14メートルバースの静穏度を確認せよと要求してきましたが、聞き入れられませんでした。

今議会の質問で、新たにほかの港では静穏度がどうなっているかただしましたが、明らかになったことは、静穏度が確保されていないことによって実際に被害が出て、また、港湾活動に支障が出ている場合に静穏度確保の対策工事が行われていることです。本港のように、被害が出ていないにもかかわらず、133億円の税金を使つての静穏度対策というものではありません。しかも、費用対効果も踏まえて、財政のことも慎重に検討している港湾もあるくらいです。これらに見られるように、私が以前から指摘していることの正しさが裏づけられていると思います。

最後に、港湾施設管理条例、入港料条例の一部改正は、いずれも、この4月からの消費税率を3%引き上げ、8%にすることを前提にしたもので、本道経済の足引っ張りとなるもので、認めることはできません。

以上で討論を終わります。

○議長（内海英徳君） 以上で、通告のあった討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

日程第3のうち、議案第1号乃至第6号を問題といたします。

これより、採決をいたします。

この採決は、起立によります。

本件をいずれも原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内海英徳君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、議案第7号及び第8号を問題といたします。

お諮りいたします。

別にご発言もなければ、本件をいずれも原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海英徳君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、報告第1号を問題といたします。

お諮りをいたします。

本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海英徳君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長（内海英徳君） これをもちまして、平成26年第1回定例会を閉会といたします。

午後2時50分閉会